

市民意見募集(パブリックコメント)結果

「和歌山市人権施策推進指針（改定案）」に対するご意見を募集した結果、50件のご意見をいただきましたので、次のとおり公表します。

■募集案件の概要

募集案件	和歌山市人権施策推進指針（改定案）に対する市民意見募集について
受付期間	平成29年11月15日～平成29年12月14日
ご意見の件数	1名・50件

■ご意見の概要と市の考え方

No	ご意見の概要	市の考え方
1	<p>P3 和歌山県での取組の中で、和歌山県では、「同和問題（部落差別）解決」が4回出てくるが、県の文書を見ると「同和問題の解決」との記述はあるが、「同和問題（部落差別）解決」とは書いていない。</p> <p>このような記述は、公文書の捏造ではないのか。</p>	<p>2016年（平成28年）12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下、「部落差別解消推進法」という。）では、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」と明文化され、また、法務省：平成29年版人権教育・啓発白書が発刊され、その中で「同和問題（部落差別）」と表記されています。以上のことから、平成29年度以降の本市の文書には、従来「同和問題」としていた文言を「同和問題（部落差別）」と取り扱うことにしました。</p>

2	<p>P 3 和歌山県での取組の中で、施策を行えば、その結果どうなったのか記述をするのが、行政として当然である。</p> <p>県は「大きな成果をあげてきました」「大きく改善されてきました」「教育の機会均等や基礎学力の向上について大きな成果をあげる」「人権意識の高揚も進んできました」と記述しているが、和歌山市の指針(改定案)をみても、「何々してきた」の記述のみで成果を無視している。膨大な税金をつかって同和施策をしたのだから、事業の成果を書くべきである。和歌山市はあえて現状を無視したのか疑問に思う。</p>	<p>(4) 和歌山市の取組の中に「住宅、道路、下水排水路等の劣悪な状況は大きく改善され一定の成果をあげることができました。</p> <p>また、同和問題(部落差別)に対する理解と認識を深める取り組みとして、教育及び啓発を行うことで人権意識の高揚を図ってきました。」を追記します。</p>
3	<p>P 4 和歌山市での取組の最初で「同和対策時特別措置法」を上げているが、特別法の目的は「同和問題(部落差別)の早期解決をめざし」と記述されていない。この法律は4点の事項を基本とした法律である。</p>	<p>同和問題(部落差別)に対する姿勢を述べたもので、法律の中身を説明するものではありません。</p>
4	<p>P 4 和歌山市の取り組みの項、早期解決に向けて取り組みの推進をしてきてどんな成果があげられたかとの記述はない。</p> <p>県は上記の記述をしているが、和歌山市の成果を書くべきである。「早期解決」といいながら、特別法も終了して15年経過しているにもかかわらず、解消できない和歌山市の責務はできていない理由も記述すべきである。特措法の成果が書かれていない和歌山市の指針(改定案)は欠陥といえる。</p> <p>2000億円以上の同和施策を和歌山市が行っているのだからその説明責任はある。(部落差別)の記述はしつこい程何度もでてくるのだから、対策により(部落差別)は怎么样了か書くべきである。欠落している。</p>	<p>上記、No 2. の回答のとおり、追記します。</p>

5	<p>P 4 2008年(平成20年)には、・・・と和歌山市職員一人一人の人権意識についての記述があるが、2008年まで、「人権尊重の視点に立った職務の遂行」をしてこなかったのか。それについて、しかし、今なお・・・とあるが、これは市職員のことを指しているのか。各課に、人権同和施策推進員を置かなければならないほど、人権意識がなかったことなのか。</p>	<p>2008年(平成20年)以前から、人権研修等により職員の人権意識の高揚を図り、人権尊重の視点に立った職務の遂行に努めてきました。より一層、効果的な人権施策の推進を図るため、人権同和施策推進委員を設置しました。</p> <p>「しかし、今なお偏見や差別意識」の表記を、「しかし、今なお社会においては偏見や差別意識」に変更します。</p>
6	<p>P 5 差別解消のための諸事業とはなにか、同和施策ではないのか。</p> <p>諸事業と人権施策の違いはなにか。人権施策の中には、諸事業は含まないのか。記述した理由はなにか。</p>	<p>施策とは、政策を実現するための取組方針で、事業は、施策の目的を達成するための具体的な方法、手段です。</p> <p>「差別解消のための諸事業をはじめ、」の表記を「差別解消のための取組みをはじめ、」に変更します。</p>
7	<p>P 5 基本目標は4点記述されているが、本気で人権保障の施策をしていくことなのか。そうであるならば、同和施策は同特法で示されていたように旧身分を特定して行う事業であるから、一刻も早く廃止すべき。</p>	<p>人権施策の基本目標です。同和問題(部落差別)に特化したものではなく、あらゆる人権問題に対する基本目標を掲げたものです。</p>
8	<p>P 6 指針は2027年(平成39年)までを見通したものとしているが、2027年まで部落差別を残すつもりなのか。早期解決はしないのか。和歌山市が部落差別を残しているから、様々な問題がおきる。</p>	<p>本指針は、上位計画である「第5次和歌山市長期総合計画」に基づき推進していきます。</p> <p>同和問題(部落差別)だけでなく、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等のあらゆる差別をなくすことを目的としています。</p>
9	<p>P 8 2行目「こうした行為が・・・指導を徹底するなど」とあるが、「指導の徹底」でいじめ問題が解決するのか疑問である。</p> <p>「子どもたちが安心して・・・環境の確保」とはなにか不明である。</p>	<p>教育環境の充実を指しています。</p> <p>子どもたちへの指導のみが、いじめ問題の解消につながるとは考えておりません。</p> <p>いじめ問題に対してさまざまな施策を実施して、総合的に解決していきます。</p> <p>「こうした行為が許されないという指導を徹底するなど、」の表記を「いじめを絶対許さないという強い意志のもと、」に変更します。</p>

10	<p>P 8 社会教育の項、人権に関する学習の一層の充実とあるが、市には、文化会館、児童館、福祉館、教育集会場があるが、無い地区はどうするのか。充実をはかるのであれば必要ではないか。一体性の確保ができていない。</p> <p>たとえば、児童館は、地域子ども会が使用しているが、本来の児童館活動はおこなわれていない。これでは「人権に関する学習」にはならない。</p>	<p>人権に関する学習の一層の充実とは、教育基本法第12条「地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」に基づき、すべての市民の人権が守られ、現在及び将来にわたり、安心して住み続けられる和歌山市を目指し、地域社会における人権についての学習活動の充実を図るため、市民への人権学習の機会の提供や情報の提供など、一層の充実を行っていくことを意味します。</p>
11	<p>P 8 人権感覚ではなく、人権認識ではないか。</p>	<p>文部科学省「学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方」に人権感覚の表記があり、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚であるという趣旨で「人権感覚」を採用しています。</p>
12	<p>P 8 「公民館などの活動を中心に」とあるが、公民館はどこにあるのか。</p> <p>和歌山市では公民館活動は目に見えない。</p>	<p>和歌山市では、和歌山市中央公民館（西汀丁29番地、教育文化センター内）と、市内42地区に地区公民館があります。</p> <p>各地区の公民館で公民館活動を行っており、成人、高齢者、女性向け等の各種学級を開設し、学習会、研修会等を実施しています。</p>

13	<p>P 9 「市民の理解と共感・・・啓発が求められている」とあるが、今年おこなった人権啓発はひどいものであった。</p> <p>鳥取県からの講師は、部落差別はあるといいながら、具体的な差別は何も述べていない。何の問題もなく（講演では述べていないのでわからないが）自分は一般地区の人と結婚している。こんな講演をしていると「鳥取県ではまだこんなのか」の認識ができるのではないか。</p> <p>和歌山県の40・50年前の話しを聞いたようであった。融合が進んだという講演にすべき。そうでなければ廃止すべき。</p>	<p>当該講師は、被差別部落に生まれ、結婚後地区外にて生活を始め、部落出身を隠して生きてきましたが、差別発言を受けたことから、「黙っていても差別はなくなる」と思い、自らが啓発することにより差別をなくしたいと活動を始め、自身の体験や経験を熱く語り、「いのち輝いて生きる」ことの大切さを、講演活動を通して伝えていきます。</p>
14	<p>P 9 和歌山市の「同和啓発」は、百年一日のごとく、「ここにも差別がある」との「啓発」で、「ああ今も差別があるのか」と認識を与えるだけである。市民の理解と共感は得られない。</p>	<p>2016年（平成28年）12月に「部落差別解消推進法」が施行され、本文には「現在もなお部落差別が存在する」と明文化されています。本市では、部落差別解消のため「部落差別解消推進法」、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「人権教育・啓発に関する基本計画」に沿って、今後も啓発活動などの事業に取り組んでいきます。</p>
15	<p>P 10 （3）特定職業従事者に・・・について市職員は、人権について正しく理解、認識し、と記述しているが、当然のことである。しかし、文館を借りに行くに使わせてもらえない。人権意識があるのか疑わしい。</p> <p>指針で記述しても実態がともなわなければ、ウソをいったことに等しい。</p>	<p>ご意見として承りました。</p>
16	<p>①市職員 人権感覚ではなく、人権認識ではないのか。人権を理解しその認識の上に立って、職務をしてもらわなくてはこまる。旧身分を特定する同和施策を残しておくことが人権感覚なのか。</p>	<p>上記、No 11. と同様の対応とします。</p>

17	<p>②教職員 人権感覚ではなく、人権認識ではなのか。</p> <p>人権を理解しその認識の上で、職務をしてもらわなくては困る。旧身分を把握せよと記述している同和教育方針を残しておくことが人権感覚なのか。</p>	<p>上記、No 11. と同様の対応とします。</p>
18	<p>P 1 2 (2) 人権行政の推進</p> <p>人権行政の推進といいながら、同和を残すことをしている。</p> <p>大阪府は府として「同和」の名称は使わないとした。人権といいながら「同和」を突出させている。和歌山市は2027年まで「同和」の名称を使うのか。</p> <p>同和の特別法は「同和対策」から「地域改善対策」に変えた。それには理由がある。まだ、「同和」を使うのか。一刻も早く廃止すべき。</p> <p>「同和」の記述を残すと言うことは、和歌山市はまだ旧身分の把握をしていると理解して良いのか。</p>	<p>「部落差別解消推進法」では、「現在もなお部落差別が存在する」とされ、部落差別の解消に向けた国及び地方公共団体の責務が明らかにされています。同和問題（部落差別）が解決されたとは考えられず、依然として重要な課題と認識しております。</p>
19	<p>和歌山市の人権問題の重要な課題として、貧困問題が欠落している。</p> <p>「健康で文化的な生活を営む権利を有する」は、普遍的な課題であり、もっとも基本的課題であり、この解決は行政の責務であるが、まったく抜け落ちている。この指針（改定案）の欠陥と考える。</p>	<p>さまざまな人権問題の終盤で、『「貧困・生活困窮者」などの人権に関する問題が存在しています。』と表記しています。</p> <p>近年、子どもの貧困問題が顕在化していることがありますので、「子どもの貧困について（3）子どもの人権」に追記します。</p>
20	<p>P 1 4 「よりよい人間関係を築いていく」と記述しているが、和歌山市が同和の障壁（同和対策）を残していてできるのか。</p>	<p>同和問題（部落差別）、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人の人権等、あらゆる差別をなくすためには、身近な市民同士の相互理解とよりよい人間関係が非常に重要であり、市民相互の理解を深める施策を推進していきます。</p>

21	<p>P 1 4 「平等に関する問題」を記述しながら、子ども会補助金、公営住宅家賃減免制度等、制度が違おうとしても、旧身分を特定して「平等でない施策」をしているが、「平等に関する問題」と記述していることと、旧身分を特定する施策をしていることに矛盾を感じないのか疑問に思う。</p> <p>これは「えせ人権意識」と言えるのではないか。</p>	<p>2016年(平成28年)12月に施行された「部落差別解消推進法」では、「現在もなお部落差別が存在する」と明記されています。</p> <p>同和対策審議会答申では、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、行政として基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、地域の状況や事業の必要性を的確に把握し、施策を実施しているものです。</p>
22	<p>P 1 4 「就職や結婚等における差別や教育の問題など、解決すべき課題が残っています」と記述しているが、今日、旧身分に対する就職や結婚に対する事実はあるのか。</p> <p>和歌山市は把握していないのが公式回答ではないのか。把握もしていないのに「ある」というのは、差別の捏造ではないのか。</p> <p>教育委員会は、旧身分の調査はしていないと回答しており、「教育の問題など解決すべき課題」はどうして調べたのか。旧身分をどの様に特定したのか。特定しているとすれば、行政が差別をしていることになるのではないか。</p>	<p>就職差別につきましては、「人権問題に関する意識調査」では、「就職、職場で不利な取り扱いを受ける」と答えた人は17.4%あり、特に年齢別の集計では、20歳代の若い世代において26.4%の高い回答があり、一番高い回答率となりました。</p> <p>結婚差別につきましては、平成26年に本市在住の夫婦から娘の結婚に際し同和地区の問合せがあり、上記「意識調査」においても、17.7%が「子どもの結婚に際して相手が同和地区出身者だとわかると考え直すように言うと思う。」と答えています。</p> <p>以上のことから、就職や結婚において今もなお部落差別が存在すると言えます。</p> <p>教育の問題につきましては、「部落差別解消推進法」の基本理念にのっとり、「和歌山市同和教育方針」に基づいてその課題に取り組んでいます。</p>
23	<p>P 1 4 「潜在的に差別や偏見が存在」は意味が通らない。「差別や偏見」は明らかになって初めて、「差別や偏見」になるのであって、あるかないか把握も出来ないことを「差別や偏見」といえるのか。同和利権を継続するために「差別や偏見が存在」といつている。差別がなくなったら、和歌山市は困るのか。あることを喜んでいる記述である。</p>	<p>上記、No18.と同様の対応とします。</p>

24	<p>庶民には関係ないが、特措法の負の遺産であるインターネットへの書き込み、電話、同和地区の問い合わせなどの対策は記述されていない。ネットにはネットとしての対策があるのではないか。</p> <p>市民に責任を転嫁するのは問題がある。</p>	<p>インターネットへの書き込みについては、個別課題への取組（11）インターネット上での人権侵害で記述しています。</p>
25	<p>P15 同和行政（旧身分に対する特別対策）をしながら「完全解決」はありえない。まずは、同和行政を終了すること。矛盾している。</p>	<p>上記、No18. と同様の対応とします。</p>
26	<p>P15 「国策としての同和対策は終了」と記述しているが、和歌山市はなぜ終了しないのか。</p>	<p>同和対策事業につきましては、2002年3月で「地域改善対策特別事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が終了し、それに伴い特別対策から一般対策に移行しました。</p> <p>しかし、法の終了をもって差別が解消されたことをあらわしているわけではなく、一般対策へ移行した後も、同和地区に対する誤った考え方による同和地区の問い合わせや土地差別などの差別事件が発生しています。</p> <p>平成28年12月に「部落差別解消推進法」が施行され、本文には「現在もなお部落差別が存在すると明文化されています。</p> <p>本市では、同和問題（部落差別）解消のため今後も啓発活動などの施策に取り組んでいきます。</p> <p>「同和対策は終了」の表記を「特別対策は終了」に変更します。</p>
27	<p>P15 「偏見や差別意識が根強く存在しています」と記述しているが、明確な根拠がないではないか。</p> <p>意識調査を利用するが、「差別がある」という啓発の結果、「差別がある」と意識していることである。</p> <p>だから「偏見や差別意識が根強く存在しています」のは和歌山市ではないのか。</p>	<p>上記、No18. と同様の対応とします。</p>

28	<p>そもそも、人権意識調査など、調査しなければ分からない差別など、差別でない。</p> <p>この点については、和歌山県人権施策推進審議会小委員会委員が次のように述べている。「調査して初めて施すべき施策の課題が発見されるとすることは、行政としての日頃の業務推進が何であったかを疑わしめるものである。(平成18年3月16日)」</p> <p>和歌山市は日頃の業務を推進してこなかったことなのか、人権啓発をしても「市民の意識は全く分からないということなのか。」</p>	<p>本市が行う「人権問題に関する意識調査」は、市民の様々な人権問題に関する意識の現状を把握し、今後の人権教育及び人権啓発に関する取り組みをはじめ、今後の人権施策を推進していく上での基礎資料を得るために実施しています。</p> <p>また、和歌山市人権施策推進行動計画に反映していきます。</p>
29	<p>P15 「差別はゆるさない」として、和歌山市は旧身分を特定する同和行政をしているが、「差別はゆるさない」と記述するかぎり、同和施策は廃止すべきである。</p> <p>矛盾している。天につばする行為である。</p>	<p>上記、No18. と同様の対応とします。</p>
30	<p>P15 「正しい認識」というのは、「差別がある」という認識なのか、「差別は解消した」という認識なのか。</p> <p>「差別がある」という認識であれば、「差別をされる」ことをさけるという意識はでてくることは普通であると考えられる。それとも和歌山市は「差別をされる」があってもよいと思っているのか。</p>	<p>正しい認識とは、社会全体に差別が存在してはならないという認識です。</p> <p>平成28年12月に施行された「部落差別解消推進法」の本文には「現在もなお部落差別が存在する」と明文化されています。</p> <p>今なお、電話による「同和地区」の問い合わせやインターネット掲示板サイトへの書き込みなどの差別事案が発生しており、同和問題(部落差別)が解決されたとは考えられず、依然として重要な課題と認識しています。</p>
31	<p>P15 「就職の機会均等など差別のない職場環境」と記述しているが、具体的に「就職の機会均等」が保障されていないことがあるのか。</p> <p>和歌山市は「就職の機会均等を保障していない」ことなのか。</p> <p>和歌山市には非正規の職員が多いが、勤務・賃金で差別的な扱いをしていないのか。</p>	<p>「人権問題に関する意識調査」では、「就職、職場で不利な取り扱いを受ける」と答えた人は17.4%あり、特に年齢別の集計では、20歳代の若い世代において26.4%の高い回答があり、一番高い回答率となっていることから、就職の機会均等など差別のない職場環境づくりが必要です。</p>

32	<p>P 1 6 「開かれたコミュニティの場」と記述しているが、文館や児童館は、借りに行っても使わせない。「開かれたコミュニティの場」ではない。行政責務として、一刻もはやく「開かれたコミュニティの場」にすべきである。</p> <p>15年間も放置したままであるため、まさに和歌山市が「偏見と差別意識」をつくっている。融合を進めなければ解決しない(同和対策審議会答申の記述)。</p>	<p>文化会館(隣保館)は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うところです。また、市民の経済的、文化的生活の向上及び社会福祉の増進を図り、健全な市民生活を育成するところです。</p> <p>文化会館(隣保館)は、会場の提供を目的として、広く一般に開放することを想定した施設ではなく、設置目的に沿った利用をしていただかなければなりません。</p> <p>和歌山市隣保館条例第4条で、「隣保館は、館務に支障のない限り隣保館とその目的を同じくする団体に、建物、設備その他の物件を使用させる」と明記されています。</p>
33	和歌山市に公民館と言える施設は、いくつあるのか。	上記、No 12. と同様の対応とします。
34	P 1 6、「賤民身分が法的に否定された。しかし、農民や町民より低い身分に置かれた人々」は矛盾する。	「しかし、」のあと「 農民や町民より低い身分に置かれた人々に対して、 」を削除し、「法的に否定されました。しかし、生活保障や」の表記を「法的に否定されました が 、生活保障や」に変更します。
35	P 1 6、「同和問題(部落差別)の経緯」とあるが、法律の制定は部落差別ではないので、不適切な表題	上記、No 1. と同様の対応とします。
36	P 1 6、○1871年(明治4年)・・・の記述は、全体的に不正確な記述である。	「続発し、多数の死傷者がでました。」の表記を「 続発しました。 」に変更します。

37	<p>P 1 6、「岡崎公会堂に被差別部落の代表」との記述があるが、答申では同和地区住民とあるが、「被差別部落」とした理由は不明。</p> <p>行政用語として和歌山市が使っていると指摘されてもよいのか。</p> <p style="text-align: center;">P 1 7にもあり</p>	<p>「被差別部落の代表」の表記を「被差別部落の人々」に変更します。</p> <p>「被差別部落」の表記につきましては、「法務省委託 人権啓発教材」等に記述があります。</p>
38	<p>P 1 7、オールロマンス事件に対する評価が変化しているが、批判に耐えられるのか。</p>	<p>オールロマンス事件は、差別的内容の小説を書いた個人を糾弾するのではなく、被差別部落の厳しい生活を放置してきた行政の責任が重く、その責任を追及するというものでした。この事件は、国や多くの地方公共団体が部落差別の問題に取り組むきっかけとなりました。</p>
39	<p>P 1 7、同和対策審議会答申について「同和問題（部落差別）の本質」とあるが、これは、捏造ではないか。</p>	<p>上記、N o 1. と同様の対応とします。</p>
40	<p>P 1 7、同和対策審議会答申が出され、「市民的権利が保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」の解決のため、同和の特別法で3 3年間同和対策事業が行われた。</p> <p>和歌山市では、「市民的権利が保障されていない社会問題」が解決したのか、解決しなかったのか、解決しなかったらどこに問題があったのか等々、評価がどこにもみあたらない。</p> <p>2 0 0 0億円以上の税金をつかって事業をしたのであるから、その評価は、正しい認識をもつためには必須のことである。</p>	<p>和歌山市では、「住宅、道路、下水排水路等の劣悪な状況は大きく改善され一定の成果を収めることができました。</p> <p>また、教育及び啓発を行うことで、同和問題（部落差別）に対する基本的理解と認識は深まり、人権意識の高揚も進んできましたが、「現在もなお部落差別が存在する」と明文化された法律が施行されました。</p> <p>部落差別解消のため「部落差別解消推進法」、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「人権教育・啓発に関する基本計画」に沿って、今後も啓発活動などの事業に取り組んでいきます。</p>
41	<p>P 1 8、答申は同和問題の早急な解決は国の責務としているが、「同和問題（部落差別）の……」と記述していない。</p> <p>国の文書の捏造である。</p>	<p>上記、N o 1. と同様の対応とします。</p>

42	<p>P 1 8、同和対策特別措置法についても、「被差別部落の環境改善」とは記述していない。対象地域と記述しているが、これも国の文書の捏造といえる。キチンと国の文書をよんでいないのではないか、ひどすぎる。</p> <p>どっかの文書の丸写しの感はいがめない。あまりにもお粗末である。</p>	<p>「被差別部落」の表記を、「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（対象地域）」に変更します。</p>
43	<p>P 1 8、「同和対策」から「地域改善対策」と変わったと書いているが、その理由は政府文書にある。説明が必要。</p> <p>「同和対策」としなかった理由を記述すべきであり、「市民の理解と共感」をえるためにも必要である。</p>	<p>「地域改善対策特別措置法（地対法）が……に変わりました。」の表記を、「同和対策事業特別措置法（同対法）により物的な基礎整備が急速に進展するなど大きな成果をあげましたが、周辺地域との均衡や一体性を欠くという状況がみられるなど新たな問題が発生しました。このため、同対法に基づく事業の中で必要なものを継承しつつ、それまでの施策の反省を踏まえ、周辺地域との一体性の確保を図り、公正な運営に努める旨の規定が設けられた地域改善対策特別措置法（地対法）が5年間の時限立法として施行されました。」に変更します。</p>
44	<p>P 1 8、1 9 9 6年の意見具申を「同和問題(部落差別)の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」しているが、このような意見具申はない。</p> <p>かつてに公文書名を変えないこと。これも捏造になる。きちんと読んでいるのか疑問である。</p>	<p>「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」は、これ自体が名称であるため、「(部落差別)」を削除します。</p>

45	<p>P 1 8、1 9 9 7年の地対財特法についても、記述は正しくない。キチンと国の文書を読むべきである。</p>	<p>「一部改正延長され、従来・・・重要課題として取り組まれることになりました。」の表記を「前年の意見具申を受け、政府としては、意見具申を尊重し、特別対策は1 9 9 7年(平成9年)3月31日をもって終了することを基本としつつ、1 5の事業に限定して5年間に限り経過的に法的措置を講ずるよう1 9 9 6年(平成8年)7月26日に閣議決定(同和問題の早期解決に向けた今後の方策について)しました。</p> <p>一般対策への円滑な移行のための経過措置を講ずることとして、地対財特法の一部が改正され、制定されました。」に変更します。</p>
46	<p>P 1 9、人権擁護施策推進法についても、同和問題(部落差別)との記述をかってに書き込んでいる。政府文書の捏造ではないか。</p>	<p>上記、N o 1. と同様の対応とします。</p>
47	<p>一般対策と言っても、同和地区だけの対策は、同和対策と何ら変わりはない。ごまかしているだけである。</p>	<p>「一般対策へ移ることに・・・姿勢が求められるとも述べています。」の文章すべてを「特別対策は、期限をもって一般対策へ移行することになりました。移行後は施策のニーズに必要な各般の一般施策によつて的確に対応していくことであり国及び地方公共団体は協力して、同和問題(部落差別)の早期解決に向け積極的に取り組んでいくことになりました。」に変更します。</p>
48	<p>同和対策審議会答申、同特法、地対協意見具申等、政府文書をきちんと理解して出された指針(改定案)とは思われない。</p> <p>同和行政をしている和歌山市行政の実態と乖離がある。したがって、同和問題解決の展望がまったく見えない指針(改定案)であり、同和問題をもてあそんでいるようにも感じる。</p> <p>本当に解決するつもりがあるのか。</p>	<p>ご意見として承りました。</p>

49	<p>今日社会問題になっている。 セクハラ・パワハラの記述がない。</p>	<p>(14) 働く人の人権に記述しています。</p>
50	<p>和歌山県人権施策推進審議会において、指摘されている。つまり、和歌山市においても「人権問題は数多くあり、女性、子ども、障害者、高齢者等々、多くの課題がある」。</p> <p>今回、この和歌山市の指針（改定案）の「部落差別」の記述の多さは、「同和問題を突出した課題として捉えている。」同和問題を和歌山市が突出した形で捉えることは、同和問題の解決方法とは誤りである。</p> <p>すでに、国の方針としては否定されている。誤りである。このような特別扱いは、障害者、高齢者、女性問題等、緊急の課題に取り組む者から見れば、和歌山市の取り組み姿勢には、到底、同和問題を解決しようとする市政ではない。</p>	<p>ご意見として承りました。</p>